

平成22年4月1日に、法務省令第17号で、「不動産登記規則等の一部を改正する省令」と同日付の法務省民二第874号民事局長通達で、「不動産登記事務手続準則の一部改正について（通達）」が発出されました。今回の改正は、即日施行（本年4月1日施行）と、本年4月5日施行又は本年7月1日施行のものがありません。ほとんど、本年4月1日施行のものですが、

「規則」では、第77条関係及び第231条第6項が本年7月1日施行、

「準則」では、第134条関係並びに別記97号及び98号が本年4月5日施行、第50条、第70条及び第72条関係が本年7月1日施行です。

平成22年度調査士試験の法令等の適用基準日は、本年4月1日です。今回の規則、準則改正（本年4月1日施行分）も、試験範囲に含まれることとなります。過去の試験どおりであれば、法改正直後のものについては出題の可能性が極めて低いのですが、念のため、一応チェックをして下さい。

## 〔目次〕

■ 不動産登記規則の一部を改正のあらまし	P 2
■ 新旧対照条文	
・ 不動産登記規則	P 3
・ 不動産登記事務取扱手続準則	P 11

## ■ 不動産登記規則の一部改正のあらまし

- (1) 副登記記録によって登記事務を行うことを可能とした。  
副登記記録を調製する主体が法務大臣のみとされ、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、副登記記録によってこれを行うことができるとされた。この場合において、副登記記録に記録した登記事項を登記記録に記録した事項とみなされた(規則 99 条 1 項・2 項)。
- (2) 地図の作成の単位  
地番区域の全部または一部とこれに接続する区域を一体として、地図を作成することを相当とする特段の事情がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる(規則 10 条)。  
特段の事情とは、例えば、当該地番区域の全部又は一部がこれに接続する狭小な区域とともに街区を形成している場合等は、特段の事情がある場合と認められる。
- (3) 地図の記録事項(図郭の番号)  
電磁的に記録された地図では、地図の作成作業の対象地域全体が一つの地図になると考えられるので、電磁的に記録された地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、(図郭ごとに番号を付し、)当該図郭の番号を地図に記録することとされた(規則 13 条 1 項 2 号括弧書)。
- (4) 電磁的に記録されている地図等の副記録を調製するものとされた。  
登記記録と同様に、電磁的に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとし、当該副記録により登記の事務を取り扱うことができる旨の規定が新設された(規則 15 条の 2)。
- (5) 地図訂正の申出  
書面申請の場合に、地図訂正申出情報(全部又は一部)を記録した磁気ディスクを登記所に提供する方法が認められた(規則 16 条)。
- (6) 行政区画の変更等  
行政区画等の変更があった場合は、地図等に記録された行政区画等についても変更があったものとみなされる旨の規定が新設された(規則 16 条の 2)。
- (7) 電磁的に記録されている土地所在図等の副記録を調製するものとされた。  
登記記録と同様に、電磁的に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとし、当該副記録により登記の事務を取り扱うことができる旨の規定が新設された(規則 27 条の 3)。
- (8) 土地所在図、地役権図面、地積測量図、建物図面及び各階平面図の縮尺の記録  
土地所在図等の縮尺を図面の記録事項として追加した(規則 76 条, 79 条, 82 条, 83 条)。
- (9) 地積測量図の記録事項(平成 22 年 7 月 1 日改正)  
地積測量図の記録事項として、国土調査法施行令 2 条 1 項 1 号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日が追加された(規則 77 条 1 項 7 号・9 号)。
- (10) 土地所在図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の縮尺  
土地所在図等の縮尺が記録事項として、明記された(規則 76 条 1 項・79 条 1 項・82 条 1 項・83 条 1 項)。
- (11) 地役権図面番号の記録  
登記官は、地役権図面を電磁的に記録に保存する場合に、規則 86 条 1 項後段の規定の適用が除外され(地役権図面自体に地役権図面番号、受付の年月日及び受付番号を記録する必要がない。規則 86 条 2 項前段)、この場合においては、当該電磁的に記録した地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならないと規定が新設された(同条同項後段)。
- (12) 筆界特定書の記録事項等  
筆界特定書の記録事項として、国土調査法施行令 2 条 1 項 1 号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日が追加された(規則 231 条 4 項 8 号・同条 5 項)。

■ 不動産登記規則の一部を改正する省令の新旧対照条文

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）（第1条関係）

（傍線部分は改正部分。原文は縦書きであるが，横書きにして収録。）

改 正（新規則）	従 前（旧規則）
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>    第一節（略）</p> <p>    第二節 地図等（第10条—<u>第16条の2</u>）</p> <p>    第三節 登記に関する帳簿（第17条—<u>第27条の3</u>）</p> <p>    第四節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（副登記記録）</p> <p>第9条 法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。（<u>編注：これは第1項です。以下同じ。</u>）</p> <p><u>2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。</u></p> <p><u>3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。</u></p> <p>（地図）</p> <p>第10条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。<u>ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。</u></p> <p>2～6（略）</p> <p>（地図の記録事項）</p> <p>第13条 地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>地図の番号（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）</u></p> <p>三～八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>    第一節（同上）</p> <p>    第二節 地図等（第10条—<u>第16条</u>）</p> <p>    第三節 登記に関する帳簿（第17条—<u>第27条の2</u>）</p> <p>    第四節（同上）</p> <p>第三章～第五章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（副登記記録）</p> <p>第9条 法務大臣は<u>及び登記官を監督する法務局又は地方法務局長は</u>、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。（<u>新設</u>）</p> <p>（地図）</p> <p>第10条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。</p> <p>2～6（同上）</p> <p>（地図の記録事項）</p> <p>第13条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 地図の番号</p> <p>三～八（同上）</p>

- 九 隣接図郭との関係  
十 (略)  
2 (略)

(地図及び建物所在図の番号)

第15条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第13条第1項第2号の地図の番号(同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号)を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第2号の番号を記録しなければならない。

(地図等の副記録)

第15条の2 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

(地図等の訂正)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 (略)

二 地図訂正申出情報を記載した書面(地図訂正申出情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を登記所に提出する方法

5～9 (略)

10 令第15条、第16条第1項、第17条及び第18条第1項の規定は第4項第2号に掲げる方法により第1項の申出をする場合について、令第16条第5項の規定は第4項第2号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第1項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第16条第1項及び第18条第1項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

11 第45条、第46条第1項及び第2項、第53条並びに第55条の規定は第4項第2号に掲げる方法により第1項の申出をする場合について、第51条の規定は第4項第2号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第1項の申出をする場合について準用する。この場合において、第51条第7項及び第8項中「令第16条第5項」とあるのは、「第16条第10項において準用する令第16条第5項」と読み替えるものとする。

12～15 (略)

(行政区画の変更等)

第16条の2 第92条の規定は、地図等について準用する。

- 九 隣接図面との関係  
十 (同上)  
2 (同上)

(地図及び建物所在図の番号)

第15条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第13条第1項第2号の番号を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第2号の番号を記録しなければならない。

(新設)

(地図等の訂正)

第16条 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一 (同上)

二 地図訂正申出情報を記載した書面を登記所に提出する方法

5～9 (同上)

10 令第15条、第16条第1項、第17条及び第18条第1項の規定は、第4項第2号に掲げる方法により第1項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第16条第1項及び第18条第1項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

11 第45条、第46条第1項及び第2項、第53条並びに第55条の規定は、第4項第2号に掲げる方法により第1項の申出をする場合について準用する。

12～15 (同上)

(新設)

この場合において、同条第1項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第2項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

### 第3節 登記に関する帳簿

(申請情報等の保存)

第17条 (略)

2 (略)

(筆界特定書つづり込み帳)

第27条の2 (略)

(土地所在図等の副記録)

第27条の3 法務大臣は、第17条第1項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、登記官が第17条第1項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

### 第四節 雑則

(保存期間)

第28条 (略)

(添付書面の原本の還付請求)

第55条 (略)

2～5 (略)

6 第3項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7～9 (略)

(登記識別情報の通知の方法)

第63条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人(以下この条において「申請人等」という。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

### 第3節 (同上)

(申請情報等の保存)

第17条 (同上)

2 (同上)

(筆界特定書つづり込み帳)

第27条の2 (同上)

(新設)

### 第四節 (同上)

(保存期間)

第28条 (同上)

(添付書面の原本の還付請求)

第55条 (同上)

2～5 (同上)

6 第1項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7～9 (同上)

(登記識別情報の通知の方法)

第63条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一 申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第3号に掲げる場合を除く。）郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三 (略)

5～9 (略)

(土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式)

第73条 (略)

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

(土地所在図の内容)

第76条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3 (略)

(編注：平成22年7月1日改正)

(地積測量図の内容)

第77条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一～六 (略)

七 国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値

二 (同上)

2・3 (同上)

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一 申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第3号に掲げる場合を除く。）郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三 (同上)

5～9 (同上)

(土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式)

第73条 (同上)

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日及び申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

(土地所在図の内容)

第76条 土地所在図には、方位、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3 (同上)

(地積測量図の内容)

第77条 (同上)

一～六 (同上)

(新設)

七 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）

九 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示

十 測量の年月日

2 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第7号及び第8号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

3 第1項第9号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

4 地積測量図は、250分の1の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

5 第10条第4項の規定は、地積測量図について準用する。

（地役権図面の内容）

第79条 地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

2～4 （略）

（建物図面の内容）

第82条 （略）

2 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

3 （略）

（各階平面図の内容）

第83条 各階平面図には、縮尺、各階の別、各階の平面の形状、1階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 （略）

（土地所在図の管理及び閉鎖等）

第85条 （略）

2 （略）

八 （同上）

（新設）

（新設）

2 前項第8号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

3 （同上）

4 （同上）

（地役権図面の内容）

第79条 地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

2～4 （同上）

（建物図面の内容）

第82条 （同上）

2 建物図面には、方位、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

3 （同上）

（各階平面図の内容）

第83条 各階平面図には、各階の別、各階の平面の形状、1階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 （同上）

（土地所在図の管理及び閉鎖等）

第85条 （同上）

2 （同上）

3 登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第17条第1項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

4 第1項の規定は、同項に規定する図面を第17条第1項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

(地役権図面の管理)

第86条 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面にその番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならない。この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

2 前項後段の規定は、地役権図面を第17条第1項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 地役権図面番号は、1年ごとに更新するものとする。

(地役権図面の閉鎖)

第87条 (略)

2 第85条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(地役権の登記がある土地の分筆の登記)

第103条 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

2～4 (略)

(合筆の登記における権利部の記録方法)

第107条 (略)

3 第12条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項の規定は、同項に規定する図面を第17条第1項の電磁的記録に記録して保存した場合には、適用しない。

(地役権図面の管理)

第86条 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面に番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

(新設)

2 前項の番号は、1年ごとに更新するものとする。

(地役権図面の閉鎖)

第87条 (同上)

2 第12条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(地役権の登記がある土地の分筆の登記)

第103条 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び第86条第1項の番号を記録しなければならない。

2～4 (同上)

(合筆の登記における権利部の記録方法)

第107条 (同上)

2 登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

3～5 (略)

(地役権図面番号の記録)

第160条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に地役権図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。

#### 第199条 削除

(地図等の写し等の作成及び交付)

第200条 (略)

2・3 (略)

4 第194条第2項及び第3項の規定は、第2項の書面の交付の請求について準用する。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)

第201条 (略)

2・3 (略)

4 第194条第2項及び第3項の規定は、第2項の書面の交付の請求について準用する。

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第205条 (略)

2 第194条第2項又は第3項(これらの規定を第200条第4項及び第201条第4項において準用する場合を含む。)に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によってしなけれ

2 登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び第86条第1項の番号を記録しなければならない。

3～5 (同上)

(地役権図面の番号の記録)

第160条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に第86条第1項の番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。

(副登記記録による作成)

第199条 登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記事項証明書又は登記事項要約書を作成することができないときは、第9条の副登記記録によってこれを作成することかできる。

(地図等の写し等の作成及び交付)

第200条 (同上)

2・3 (同上)

4 第194条第3項の規定は、第2項の書面の交付について準用する。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)

第201条 (同上)

2・3 (同上)

4 第194条第3項の規定は、第2項の書面の交付について準用する。

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第205条 (同上)

2 第194条第2項又は第3項(第200条第4項及び第201条第4項において準用する場合を含む。)に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付

ばならない。

3 (略)

(筆界特定書の記録事項等)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 法143条第2項の図面には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一～七 (略)

八 測量の年月日

5 法143条第2項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

(編注：平成22年7月1日改正)

6 第10条第4項並びに第77条第3項及び第4項の規定は、法143条第3項の図面について準用する。この場合において、第77条第2項中「第1項第9号」とあるのは「第231条第4項第7号」と読み替えるものとする。

(附則は略)

するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

3 (同上)

(筆界特定書の記録事項等)

第231条 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一～七 (同上)

(新設)

5 法143条第2項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値(近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値)とする。

6 第10条第4項並びに第77条第2項及び第3項の規定は、法143条第2項の図面について準用する。この場合において、第77条第2項中「前項第8号」とあるのは「第231条第4項第7号」と読み替えるものとする。

(附則は略)

不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）

（傍線部分は改正部分）

改 正（新規則）	従 前（旧規則）
<p>（管轄転属による地番等の変更）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 登記官は、規則第33条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号、信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には、従前の記号等を抹消する記号を記録して、第114条、第115条第2項又は規則第86条第3項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。</p>	<p>（管轄転属による地番等の変更）</p> <p>第9条（同左）</p> <p>2 登記官は、規則第33条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号、信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には、従前の記号等を抹消する記号を記録して、第114条、第115条第2項又は規則第86条第2項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。</p>
<p>（編注：平成22年7月1日改正）</p> <p>（地積測量図における筆界点の記録方法）</p> <p>第50条 地積測量図に規則第77条第1項第8号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該基本三角点等に符号を付した上、地積測量図の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。</p> <p>2 地積測量図に規則第77条第2項の規定により近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該地物の存する地点に符号を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値も記録するものとする。</p>	<p>（地積測量図における筆界点の記録方法）</p> <p>第50条 地積測量図に規則第77条第1項第7号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該基本三角点等に符号を付した上、地積測量図の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。</p> <p>2 地積測量図に規則第77条第1項第7号の規定により近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該地物の存する地点に符号を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値も記録するものとする。</p>
<p>（表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理）</p> <p>第56条 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において、必要があるときは、<u>土地所在図等（電磁的記録に記録されているものを除く。）</u>の記録の変更若しくは訂正をし、若しくはこれらの図面のつづり替えをし、又は電磁的記録に記録されている<u>土地所在図等</u>が記録されている規則第17条第1項の電磁的記録に変更若しくは訂正があった旨を記録するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理）</p> <p>第56条 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において、必要があるときは、<u>土地所在図</u>、<u>地積測量図</u>、<u>建物図面</u>若しくは各階平面図の記録の変更若しくは訂正をし、又はこれらの図面のつづり替えをするものとする。</p> <p>2（同左）</p>

(編注：平成22年7月1日改正)

(地積)

第70条 土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が、申請情報の内容とした地積を基準にして規則第77条第5項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、申請情報の内容とした地積を相当と認めて差し支えない。

(編注：平成22年7月1日改正)

(分筆の登記の申請)

第72条 分筆の登記を申請する場合において、分筆前の地積と分筆後の地積の差が、分筆前の地積を基準にして規則第77条第5項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、地積に関する更正の登記の申請を要しない。

2 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第8号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない。

(編注：平成22年4月5日改正)

(地図等の写し等の作成)

第134条 (略)

(1) (略)

(2) 地図及び地図に準ずる図面の写し(地図及び地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)は、請求に係る土地のほか、接続する土地全部についてこれらの土地相互間の境界線及びその接続する土地の地番を記載する。

(3) 地図及び地図に準ずる図面の写しは、原則として別記第97号様式による。

(4) 地図及び地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面は、原則として別記第98号様式による。当該証明した書面に表記されている地図又は地図に準ずる図面に閉鎖された部分が存在する場合には、当該閉鎖された部分に斜線を施すとともに、その旨を記載する。

(5) 地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面には、座標値及びその種別を記載すること

(地積)

第70条 土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が、申請情報の内容とした地積を基準にして規則第77条第4項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、申請情報の内容とした地積を相当と認めて差し支えない。

(分筆の登記の申請)

第72条 分筆の登記を申請する場合において、分筆前の地積と分筆後の地積の差が、分筆前の地積を基準にして規則第77条第4項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは、地積に関する更正の登記の申請を要しない。

2 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第7号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない。

(地図等の写し等の作成)

第134条 (同左)

(1) (同左)

(2) 地図及び地図に準ずる図面の写しは、原則として別記第97号様式及び別記第98号様式により、請求に係る土地のほか、接続する土地全部についてこれらの土地相互間の境界線及びその接続する土地の地番を記載する。

(新設)

を要しない。

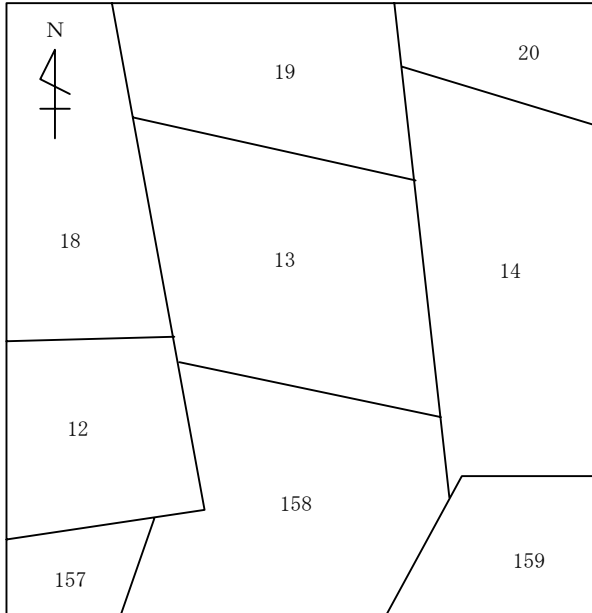
(6) 建物所在図の写し（建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）は、原則として別記第99号様式による。

(7) (略)

(8) (略)

(編注：平成22年4月5日改正)

別記第97号（第134条第3号，第8号関係）



請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番			
縮尺	1 /						

これは地図（地図に準ずる図面）の写しである。

平成 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

(3) 建物所在図の写しは、原則として別記第99号様式による。

(4) (同左)

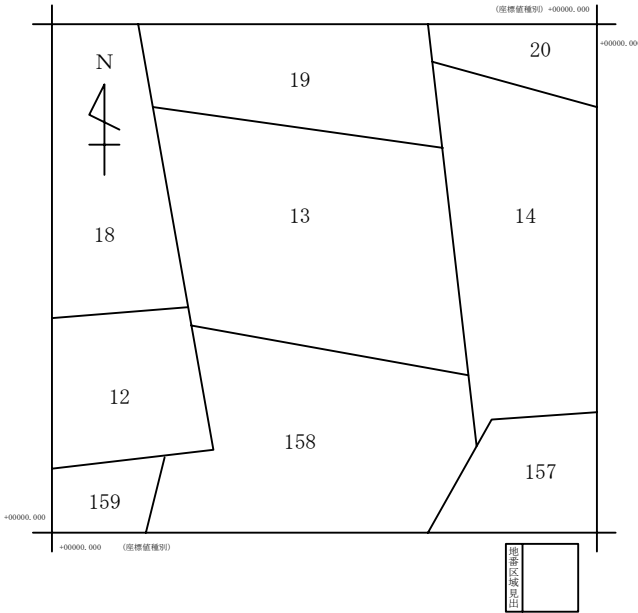
(5) (同左)

別記第97号（第134条第2号，第5号関係）

(略)

(編注：平成22年4月5日改正)  
 別記第98号 (第134条第4号, 第8号関係)

別記第98号 (第134条第2号, 第5号関係)  
 (略)



請求区分	所在	何市区郡何町大字何字何			地番	13番	
出力縮尺	1/	精度区分	座標系番号又は記号	分類		種類	
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図(地図に準ずる図面)に記録されている内容を証明した書面である。

平成 年 月 日

法務局 出張所

登記官

電子  
公印

(以下略)